



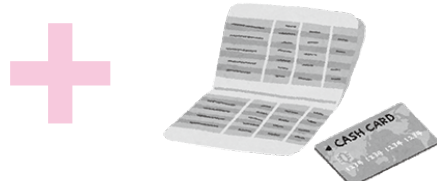
申告に必要なもの

■必ず持参するもの(共通)

(1)印かん



(2)本人名義の通帳や口座情報が分かるもの



(所得税が還付になる場合に必要)

(3)身元確認書類

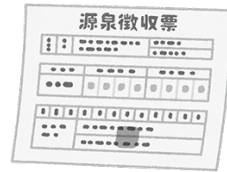


(次ページ記事参照)

■所得の内容が分かるもの

(1)給与、公的年金所得

源泉徴収票の原本
(コピーは不可)



※紛失した場合は、申告までに再発行してもらってください。市役所では発行できません。

- ・給与の源泉徴収票…勤務先
- ・公的年金の源泉徴収票…年金保険者

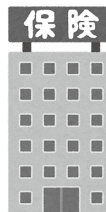
(2)営業、農業、不動産所得

収支内訳書、領収書、通帳、報酬の支払調書など



(3)個人年金、生命保険金の所得

保険会社からの支払通知書



(4)上場株式の譲渡所得

証券会社などで発行される
特定口座年間取引報告書



(5)公共事業に伴う土地・建物の譲渡所得

公共事業用資産の買い取り等の申出証明書・買い取り等の証明書

■所得控除の内容が分かるもの

(1)医療費控除

医療費控除の明細書、医療費通知(原本)、控除を受けるために医師などが発行した証明書

(2)社会保険料、生命保険料、地震保険料控除
平成30年中に支払った証明書または領収書

(3)障害者控除
障害者手帳、障害者控除対象認定書など

(4)寄附金控除 寄附金の領収書または証明書



■住宅借入金等特別控除(平成30年入居者)

初めて控除の適用を受ける人は、次の書類を持参してください。

- (1)登記事項証明書
- (2)売買契約書(工事請負契約書)のコピー
- (3)住宅ローンの年末残高証明書

※土地についても、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、土地の(1)・(2)も必要です。

※住宅などの取得に当たり補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かる書類のコピーを持参してください。

【認定住宅の場合は次の書類も必要です】

- 長期優良住宅建築等計画の認定通知書のコピー
- 住宅用家屋証明書のコピーまたは認定長期優良住宅建築証明書・認定低炭素住宅建築証明書のいずれか



市県民税・所得税

申告の受け付けが始まります

▶問い合わせ 課税課 ☎0287(62)7121
 総務課 ☎0287(37)5101
 総務福祉課 ☎0287(32)2910
 大田原税務署 ☎0287(22)3115

2月18日(月)～3月15日(金)

土・日曜を除く

受付時間：午前8時30分～11時
午後1時～4時

申告が必要な人

昨年中に収入がない人でも、
次の人は申告が必要です。

- (1)20歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- (2)65歳以上の介護保険加入者
- (3)所得証明書や課税証明書などの税の証明書が必要な人
- (4)年金や児童手当などの各種手当・給付に関する申請をする人
- (5)収入が遺族年金、障害年金のみで(1)～(4)に当てはまる人

給与所得者の人

- (1)給与と退職金以外の収入(金額は問いません)があった人
- (2)2カ所以上から給与を受けていて、年末調整に含まれない給与収入がある人
- (3)年末調整をしていない人
- (4)平成30年中に会社などを退職した人

年金所得者の人

- (1)公的年金以外の収入(金額は問いません)があった人
- (2)公的年金の源泉徴収票に記載されている所得控除以外で追加するもの(医療費控除、生命保険料控除など)がある人

その他、次に当てはまる人

- (1)事業収入(営業・農業)、不動産収入(地代・家賃など)があった人
- (2)初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- (3)公共事業に伴う土地・建物の譲渡収入があった人
- (4)上場株式特定口座での株式の譲渡があり、売却損失の損益通算や繰越控除をする人

申告が不要な人

- (1)収入が年末調整をした給与のみの人
- (2)収入が公的年金のみで、その金額が次に当てはまる人
○65歳未満の人…98万円以下
○65歳以上の人…148万円以下
※年齢は平成30年12月31日現在。

税務署で申告する人

- 次の人は市役所では受け付けできません。
- (1)平成31年1月1日に本市に住所がない人
 - (2)青色申告をする人
 - (3)雑損控除の申告をする人
 - (4)増改築やリフォームで住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける人
 - (5)公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
 - (6)先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
 - (7)山林所得、総合譲渡所得がある人
 - (8)平成30年分より前の年分の申告をする人



大田原税務署の確定申告会場 所得税・個人消費税・贈与税が対象

- ▶とき 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜を除く。
午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
- ▶ところ 大田原税務署別館(大田原市紫塚1-5-54)
※申告書の作成には時間がかかるので、早めに来てください。なお、内容が複雑な場合は午後3時ごろまでに来てください。また、相談が午後5時を過ぎる場合は、再度来てもらう場合があります。
- ▶問い合わせ 大田原税務署 ☎0287(22)3115